

【事業計画】

事業計画の概要

弊社は、平成10年1月に設立して以来、廃棄物の再資源化を通じて、地球環境に優しい技術による環境への負荷の低減と環境破壊の予防に努めてまいりました。

主に廃棄物の廃プラスチック類及び紙くずから、RPF(固形燃料)の製造販売を行い再資源化の向上に努めております。

サーマルリサイクルである『RPF(固形燃料化)』への処理により、新たな化石燃料の使用を抑制し、温室効果ガス発生を抑制することによる地球規模の環境保護に貢献する事業を主事業に位置付けております。

【(特別管理)産業廃棄物収集運搬業】

◎ 事業の全体計画

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、鋳さい、がれき類、ばいじん、政令第13号廃棄物(以上、特別管理産業廃棄物を除く)、特管廃油、特管廃酸、特管廃アルカリ、特管汚泥、廃石綿、感染性廃棄物等(以上、特別管理産業廃棄物)を(特別管理)産業廃棄物収集運搬業許可取得地域の企業様等より責任をもってお預かりし、契約による処分業者様まで運搬しています。排出事業者様からお預かりする産業廃棄物のリサイクル率の向上をめざし、さまざまな処理方法(リサイクル方法)にてご提案をさせて戴き処理委託契約を締結しています。

1. 産業廃棄物収集運搬

- ・ 取扱予定数量：30,000 t/年
- ・ 取扱品目
燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、鋳さい、がれき類、ばいじん、政令第13号廃棄物
- ・ 搬入先 排出事業者(場)との処理委託契約の契約内容により搬入
- ・ 積替保管施設：あり
下記「積替保管施設ごとの面積、保管上限量等」に記載。

2. 特別管理産業廃棄物収集運搬

- ・ 取扱予定数量：2,000 t/年
- ・ 取扱品目：特管廃油、特管廃酸、特管廃アルカリ、特管汚泥、廃石綿等、感染性廃棄物
- ・ 積替保管施設：なし

3. 積替保管施設の所在地、面積、保管する産業廃棄物の種類、保管上限量

<産業廃棄物>

所在地①：京都府京都市伏見区横大路千両松町9番地1

面積：26m²

保管上限：110m³

品目

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植

物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、鋳さい、がれき類、ばいじん、政令第13号廃棄物
(建屋内で積替え又は保管を行う。)

※廃プラスチック類、ガラスくず、がれき類 以上3品目は石綿含有産業廃棄物を含む。

所在地②: 京都府京都市伏見区横大路千両松町84番地1

面積: 84m²

保管上限: 120m³

品目

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、がれき類

※廃プラスチック類、ガラスくず、がれき類 以上3品目は石綿含有産業廃棄物を含む。

◎ 収集運搬の具体的な計画

1. 営業日: 月曜日～土曜日(7:00～17:00)

休日: 日曜日、祝祭日、夏季休暇、年末年始

2. 運搬計画

- ① 適正な処理のため、法に基づく処理基準を順守する。
- ② 産業廃棄物収集運搬車輛には、「産業廃棄物収集運搬車」「日本ウエスト株式会社」
「許可番号(054519)」を規定の大きさと明記表示すると共に、許可証等の写しを備える。
- ③ 排出事業者(場)との処理委託契約を締結し、契約内容に従って収集運搬をおこなう。
- ④ 回収時、排出事業者より manifests の交付を受け、記載事項の確認を行った後、運搬の
受託欄への署名をその場で行いA票を返却する。
- ⑤ 契約処分場に運搬したら運搬終了の署名を行い、C1票、C2票、D票及びE票を処分業者に渡し、
B2票を排出事業者に戻す。
- ⑥ その後、処分業者からC2票が戻され、処分が終了したことを確認する。

3. 車両ごとの用途

- ① トラクタダンプセミトレーラ: 紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くずを種類別に各処分場へ
運搬する。
- ② ウイング車: 紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くずを種類別に各処分場へ運搬する。
- ③ 脱着装置付コンテナ専用車: 燃え殻、汚泥、動植物性残さ、鋳さい、ばいじん、政令第13号
廃棄物は、それぞれ別々に専用の密閉容器に入れられた状態で運搬する。
廃油、廃酸、廃アルカリは、それぞれ別々に専用のポリ容器に入れられた状態で運搬する。
ガラスくず、がれき類は、種類ごとに各処分場へ運搬する。
特別管理産業廃棄物・石綿含有産業廃棄物は、混載することなく個々に積み込み固定し、
契約書に定められた処理場へ運搬する。
- ④ 塵芥車: 紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くずを種類別に各処分場へ運搬する。
- ⑤ 2t箱車: 感染性廃棄物、燃え殻、汚泥、動植物性残さ、鋳さい、ばいじん、政令第13号廃棄物は、
それぞれ別々に専用の密閉容器に入れられた状態で運搬する。
廃油、廃酸、廃アルカリは、それぞれ別々に専用のポリ容器に入れられた状態で運搬する。

特別管理産業廃棄物・石綿含有産業廃棄物は、混載することなく個々に積み込み固定し、契約書に定められた処理場へ運搬する。

4. 環境保全措置の概要

① 運搬に際し講ずる措置

- ・ 全車両にGPS機器を備え運行ルートや運行状況を把握する。
- ・ 環境保全のため、産業廃棄物の収集運搬を行う場合には、産業廃棄物が飛散流出、並びに悪臭がもれる恐れのない運搬車両を使用し、運搬時にはビニールシートなどで覆い、悪臭や廃棄物の飛散流出がないよう注意する。
- ・ 分別収集を心掛けると共に、収集運搬は安全運転を心掛け迅速に行う。車両は清潔な状態であるよう努め、収集運搬の際の非常時に備えて従業員の緊急事態対応教育訓練も行う。
- ・ 石綿含有産業廃棄物については、原型のまま手作業で運搬車両に積み込み、飛散流出しないよう荷台をビニールシートで覆うとともに他の廃棄物と混合しないよう区別して直接管理型埋立最終処分場へ運搬する。
- ・ 特別管理産業廃棄物に関しては、他の物との混載を避け、運搬中に移動や転倒の事故がないようにしっかりと固定するなど十分に注意し、扉をしっかりと締め、又は、シートで被い飛散や流出の事故を防止する。

② 積替え保管施設において講ずる措置

- ・ 保管する産業廃棄物の荷重に耐えうるよう耐力構造とし、床面は不浸透性のコンクリートで覆うなど構造上安全なピット(囲い)を屋内に設け保管する。
- ・ 保管場所には、ねずみや蚊、ハエその他の害虫が発生しないように管理する。

【産業廃棄物処分業(中間処理)】

◎ 事業の全体計画

自社の収集運搬及び排出事業者より収集運搬の委託を受けた業者が搬入した廃棄物を処理施設にて適正に中間処理を行う。

1. 施設の種類 選別施設

① 破碎施設(四軸リターン式破碎機)

- ・ 破碎場所:京都市伏見区横大路千両松町9番1
- ・ 設置年月日:平成10年7月25日
- ・ 取扱予定数量:1,600 t/年
- ・ 取扱品目:
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、がれき類
- ・ 処分後の処理方法
再生利用できるものは再生し、再生利用出来ない物は別処理を行う。

② 選別施設(磁選機、風力選別機、振動ふるい機)

- ・ 設置場所:京都市伏見区横大路千両松町9番1
- ・ 設置年月日:平成10年7月25日
- ・ 取扱予定数量:1,600 t/年
- ・ 取扱品目
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、がれき類

- ・ 処分後の処理方法

再生利用できるものは再生し、再生利用出来ない物は別処理を行う。

③ 圧縮固化施設(固形燃料製造機)

- ・ 設置場所:京都市伏見区横大路千両松町8番地
- ・ 設置年月日:平成12年12月7日
- ・ 取扱予定数量:27,000 t/年
- ・ 取扱品目

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、燃え殻、汚泥(有機性汚泥に限る)、動植物性残さ

- ・ 処分後の処理方法

RPF(固形燃料)として販売する。

④ 堆肥化施設(急速発酵機)

- ・ 設置場所:京都市伏見区横大路千両松町8番地
- ・ 設置年月日:平成10年7月25日
- ・ 取扱予定数量:10 t/年
- ・ 取扱品目

汚泥(有機汚泥に限る)、動植物性残さ

- ・ 処分後の処理方法

焼却処理をする。

⑤ 破碎施設(一軸式破碎機)

- ・ 破碎場所:京都市伏見区横大路千両松町71番2
- ・ 設置年月日:平成31年3月12日
- ・ 取扱予定数量:50,000 t/年
- ・ 取扱品目:

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、燃え殻、汚泥(有機性に限る)
動植物性残さ

- ・ 処分後の処理方法

RPF(固形燃料)にする為に破碎を行う。再生利用できるものは再生し、再生利用出来ない物は別処理を行う。

⑥ 圧縮固化施設(固形燃料製造機)

- ・ 設置場所:京都市伏見区横大路千両松町71番2
- ・ 設置年月日:平成31年3月12日
- ・ 取扱予定数量:50,000 t/年
- ・ 取扱品目

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、燃え殻、汚泥(有機性に限る)
動植物性残さ

- ・ 処分後の処理方法

RPF(固形燃料)として販売する。

2. 予定排出事業者

ゼネコン・印刷工場・食品工場・倉庫業者・繊維工場

3. 予定排出事業者の所在地

京都府・大阪府・滋賀県・奈良県・三重県・和歌山県・兵庫県・岐阜県・愛知県

4. 環境保全措置の概要

全ての間処理施設は、建屋内に設置されており、床面はコンクリート舗装とし機械の設置場所は機械基礎を施し振動、騒音、飛散対策をとっている。